受精卵凍結保存延長について

延長保存期間は一年間です。（その後も継続は可能です）

１．凍結保存した受精卵は、融解胚移植の目的のみに使用します。

２．融解後に不良胚となり、胚移植できない場合があります。

３．配偶者のどちらかが処分を希望する場合や、保存期間経過後に凍結保存延長の確認ができない場合には全てを廃棄処分します。住所、お名前、連絡先が変わった場合はお知らせください。

４．婚姻関係に変化があった場合（離婚、死別など）、また、治療に関してご夫婦の同意が得られなくなった場合は速やかに当院までお知らせください。

５．自然災害などの不慮の事故により、凍結保存状態が損なわれた場合には保存費用は返却しますが、それ以上の責任は負いかねます。

６．費用は一年間の延長保存で 20,000 円（税込）となります。
（お振り込みの場合、手数料は患者様のご負担でお願いいたします。）
振込名義は ID 下４桁+ご夫婦どちらかのお名前にしてください。
（例・0001 ナゴシ　アイコ）

中国（ちゅうごく）　銀行　庭瀬（にわせ）支店（してん）　（普）　１３３８５５１
医療法人（いりょうほうじん）　宝生会（ほうしょうかい）　理事長（りじちょう）　名越（なごし）　一介（かずすけ）

お支払い方法が銀行振込の場合、領収書は発行されません。金融機関が発行する振込証明書が会計法規上正式な領収書となります。
当院発行の領収書が必要な方は、切手貼付・宛先記入済の封筒を同封してください。

キリトリ

受精卵凍結保存延長（一年間）申込書

受精卵保存期間の一年間延長（20,000 円）を希望します。

ご入金予定　・持参　　月　　日頃　※前日までに必ず、お電話にて連絡をお願いします。
・中国銀行に振り込み　（　　月　　日頃予定）

住所：〒　　□　住所変更あり

電話番号：

（西暦）　　年　　月　　日

夫氏名　　（自署）

妻氏名　　（自署）

振込名義人は必ず
ご夫婦どちらかの
氏名でお願いいたします。